

令和7年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（農林水産省農村振興局土地改良企画課）

項目名	土地改良制度の見直しに伴う税制上の所要の措置											
税目	複数税目											
要望の内容	<p>人口減少下における農業用インフラの保全管理を進めるため、令和7年中の国会提出を視野に土地改良法の見直しを検討しているところ。 土地改良区等は、土地改良事業を実施することを目的として設立された公共法人であり、その事業の公共性・公益性の高さから、各税法において税制上の優遇措置が講じられている。 今般検討中の法改正後においても、土地改良区等が行う事業の公共性・公益性の高さは変わらないことから、法改正を前提に税制上の優遇措置の継続を要望する。</p> <table border="1" data-bbox="900 808 1503 981"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>—</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（</td> <td>— 百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（</td> <td>— 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	—	百万円	（制度自体の減収額）	（	— 百万円）	（改正増減収額）	（	— 百万円）
平年度の減収見込額	—	百万円										
（制度自体の減収額）	（	— 百万円）										
（改正増減収額）	（	— 百万円）										
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 改正食料・農業・農村基本法においては、農業生産基盤の「保全」に必要な施策を講じることとされたところ。 これを踏まえ、「食料・農業・農村基本法改正を受けた政策の進め方（第7回食料安定供給・農林水産業基盤強化本部決定）」等に基づき、人口減少下における農業用インフラの保全管理を進めるため、令和7年中の国会提出を視野に土地改良法の見直しを検討している。</p> <p>(2) 施策の必要性 気候変動による災害リスクの増大、施設の老朽化の進行や農村人口の減少等に的確に対応できるよう、土地改良法の見直しを行い、農業用インフラの保全管理を進めるため必要な措置を講ずる必要がある。</p>											

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	—
		政策の達成目標	—
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	—

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	—
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	—
	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	—
	<p>前回要望時の達成目標</p>	—
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	—
<p>これまでの要望経緯</p>	—	